

住宅手当の要件緩和等

(別紙1)

住宅手当が利用者にとって使いやすいものとなるよう、要件緩和等を通じて利用者を拡大するとともに、就職活動要件を強化し、受給者の自立支援・就労促進を図る。

1. 要件緩和等

	現 行		改 正 後
(1) 支給要件の緩和			
① 収入要件	単身世帯	月収8.4万円以下の方 住宅手当支給額＝家賃額*	月収13.8万円**以下の方まで拡大 ➤今回拡大対象となる方は以下のとおり(現行対象となる方は現行どおり) 住宅手当支給額＝8.4万円－(月収－家賃額*)
	複数世帯	月収17.2万円以下の方 住宅手当支給額＝家賃額*	(2人世帯)現行どおり(月収17.2万円以下の方) (3人以上世帯)月収24.2万円**以下の方まで拡大 ➤今回拡大対象となる方は以下のとおり(現行対象となる方は現行どおり) 住宅手当支給額＝17.2万円－(月収－家賃額*)
② 収入要件の判定時期	申請日の属する月の収入が要件に該当する方が対象		離職等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することが明らかな方も対象
③ 離職時期要件	申請時に2年以内に離職した方		平成19年10月1日以降に離職した方も対象
④ 世帯主要件	離職前に世帯主であった方		離職時は世帯主ではなかったが、離婚等により申請時には世帯主である方も対象
(2) 就職活動要件の強化	ハローワークにおける職業相談(月1回以上)及び自治体による面接支援(月2回以上)を受けること		さらに、「原則週1回以上の求人先への応募等」を追加
(3) 支給期間の延長	最長6ヶ月間		上記の就職活動要件を誠実に実施している方については、3ヶ月延長を可能とし最長9ヶ月間

* 家賃額は住宅手当基準額(地域により異なる)を上限

** 月収上限額は東京都区市、横浜市等の場合

2. 実施時期

平成22年4月1日(それまでの間に自治体や不動産業界への周知等や広報強化)